令和　8　年度

仕　様　書

事 業 名：新開土地区画整理事業

工事場所：竹原市　竹原町・下野町

工 事 名：新開土地区画整理事業　45-1 街区他土地造成工事

工事概要：土地造成　A=2,000 ㎡
　　掘削工　　V=290 ㎥
　　路体盛土工　V＝1,050 ㎥
　　路床盛土工　V＝70 ㎥

【添付書類】
■特記仕様書
■工事数量総括表
■図面　　等

特　記　仕　様　書（　個　別　事　項　）

第１章 総則

第１節 適用

１　本特記仕様書は、新開土地区画整理事業　45-1街区他土地造成工事に適用する。

２　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）

・特記仕様書（共通事項）（令和８年８月）広島県

※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は県ホームページ「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

第２節 週休２日適用工事

本工事は、週休２日適用工事（発注者指定型）であり、実施については次によるものとする。

https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/R081021_koujisyuukyuuhutsuka.pdf

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載しているものを使用すること。

【参考】広島県の調達情報　掲載箇所（１－１９）

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku02.html

第３節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

１　再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

２　計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

３　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

４　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

５　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1)　工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2)　再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア　当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ　当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3)　上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

9　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1)　建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
(2)　建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
(3)　建設発生土の搬出元の名称及び所在地
(4)　建設発生土の搬出量
(5)　建設発生土の搬出が完了した日

10　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

13　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1)　国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2)　受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3)　ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
(4)　９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第２章 材料

第１節 材料費

見積りにより決定した単価（購入土の新材料、残土処理の表土）については、参考図書－参考資料を参照のこと。その他については、公表単価による。

第３章 施工条件

第１節 工程

1　関連する別途工事

工事名	中央１号雨水幹線管渠築造工事（３工区）
影響箇所	45-1街区、45-2街区の一部
他工事の内容	ボックスカルバート設置
時期	令和8年11月末まで（予定）

2　施工時期・時間の制限

施工内容	全工種
時期	全工事期間
時間	8:30～17:00（作業可能時間）
施工方法・理由	工事箇所が民家及び店舗に近接しているため、安全確保と騒音振動対策をしっかり行い、上記の作業時間を遵守すること。

3　関係者との協議

協議内容	45-1街区の土地造成について土地所有者と協議中
範囲	造成面積A≒250㎡

第２節 公害対策

１　公害防止

施工方法　民家に隣接しているため、低騒音型機械を使用するものとする。また、掘削、盛土等の作業時において、土砂の舞い上がりを防ぐため散水等の粉塵対策を行うこと。

建設機械・設備　低騒音型機械

第３節 安全対策

１　交通安全施設

内容　工事現場への車両及び歩行者等の進入防止のため、仮囲い・柵・看板等を設置すること。

期間　工事期間

第４節 盛土

１　流用土　（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、163m3（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

２　購入土（搬入）（建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）

本工事では、1,286m3（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

(1) 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。
積算にあたっては、運搬費と土砂購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

(2) (1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。

(3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

３　購入土（搬入）（新材料）

本工事では、65m3（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

(1) 新材料は、45-2街区において計画造成高の下の30cmの盛土に使用する。

(2) 積算にあたっては、運搬費＋土砂購入費（工場渡し）の合計が最も経済的となるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

第５節 建設副産物

１　建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）

当該工事により発生する建設発生土（耕土）は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所　有限会社エスエス（竹原市下野町字朝日山）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第４章 その他

１ 工事請負契約締結後、工事受注者は施工箇所付近に工事看板等を設置し、工事の周知徹底を図ること。また、近隣住民への工事周知を行い、円滑に工事が施工できるように配慮しなければならない。

２ 工事現場における責任の自覚並びに、現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化のため、現場代理人は「現場代理人」と記載された腕章等を見えやすい所に着用すること。

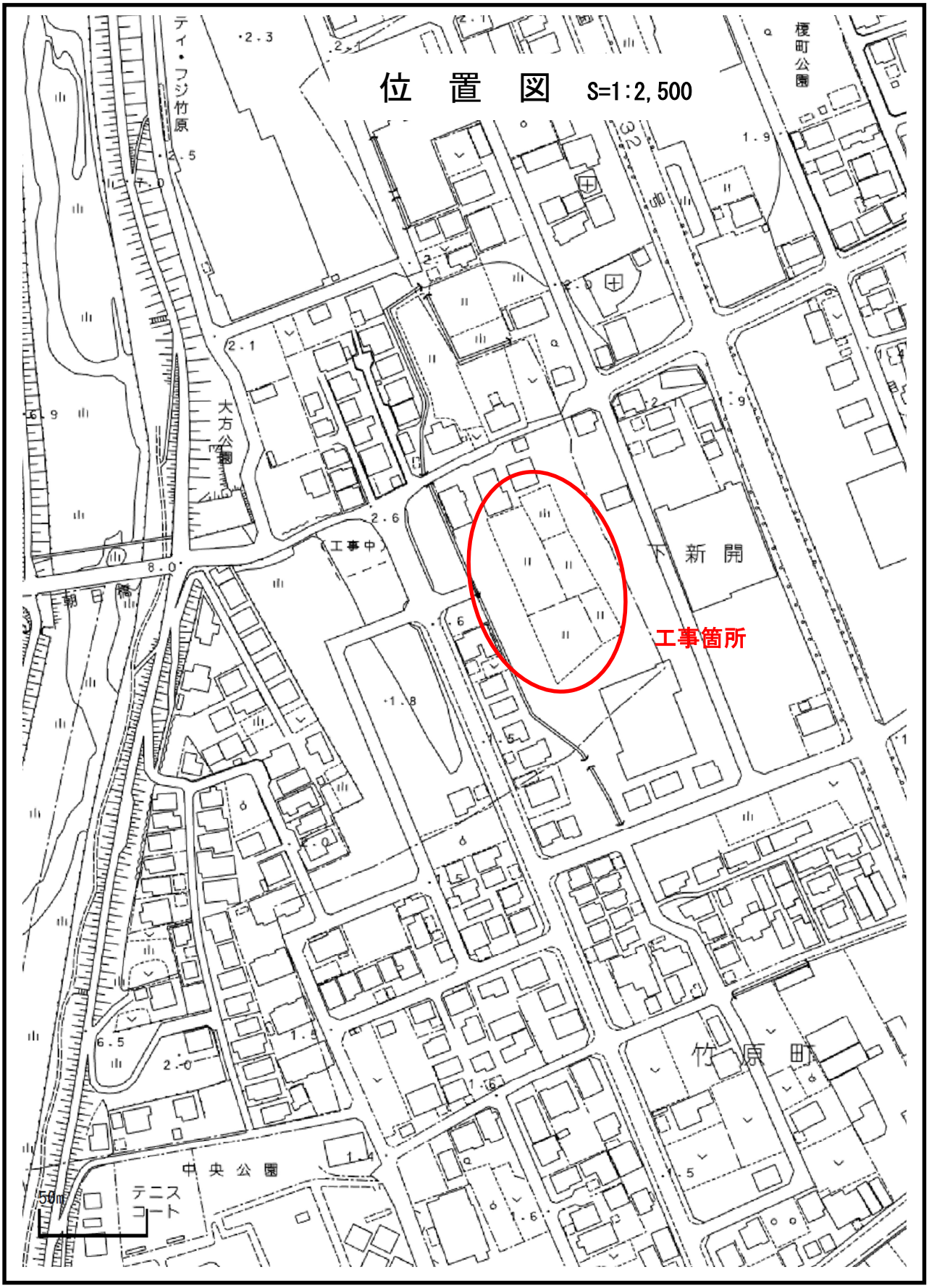
３ 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
造成工		式		1	レベル1
土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂,オープンカット又は片切,押土無】【障害無,5,000m3未満】	m3		290	レベル4
路体盛土工		式		1	レベル3
路体(築堤)盛土	【施工幅員4.0m以上又は2.5m以上4.0m未満】	m3		1,050	レベル4
土材料	【再生土,新材料】	m3		1,370	レベル4
路床盛土工		式		1	レベル3
路床盛土	【施工幅員4.0m以上】	m3		70	レベル4
法面整形工		式		1	レベル3
法面整形(盛土部)	【法面締固め有,現場制約無】	m2		180	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費率分					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費計＊＊					
＊＊契約保証費計＊＊					


位　置　図　S=1:2,500
工事箇所
下新開
竹原町
大方公園
榎町公園
工事中
朝日橋
中央公園
テニスコート
50m

図面番号	1 / 4	縮　尺	1:500
工　種	新開土地区画整理事業		
種　別	計画平面図	番号	1 / 1
路線河川名	45-1街区、45-2街区、46街区、公園		
工事箇所	竹原市下野町・竹原町		

竹　原　市

測　点	X	Y
6-9NO.0	-183641.339	68032.481
6-9NO.1	-183634.059	68051.109
6-9NO.2	-183626.780	68069.737
6-9NO.3	-183619.500	68088.365
6-9NO.4	-183612.221	68106.994
6-9NO.5	-183604.941	68125.622
6-9EP	-183601.565	68134.261
6-10NO.0	-183747.251	68119.886
6-10NO.1	-183727.201	68117.482
6-10NO.2	-183707.343	68115.100
6-10IP1	-183701.001	68114.340
6-10NO.3	-183688.500	68109.454
6-10NO.4	-183669.872	68102.174
6-10NO.5	-183651.244	68094.895
6-10NO.6	-183632.616	68087.615
6-10EP	-183621.492	68083.268
SNO.0	-183617.701	68084.726
SNO.1	-183599.279	68076.939
SNO.1+13.81	-183586.559	68071.563
SNO.2	-183580.857	68069.153
SEP	-183570.359	68064.715

基準点	X	Y
HG5	-183584.515	68024.130
K-16	-183608.176	67917.352
S25-1	-183480.207	68142.654
S25-2	-183515.451	68156.213
S25-3	-183542.004	68163.033
S25-4	-183581.800	68178.285
S25-18	-183526.705	68047.204
S28-5	-183511.372	68074.619
S28-6	-183582.117	68117.294
S28-7	-183592.012	68011.532
S28-8	-183635.507	68006.430
S28-9	-183555.642	68081.376

日本測地系

S=1:500

	今回施工箇所
	将来計画

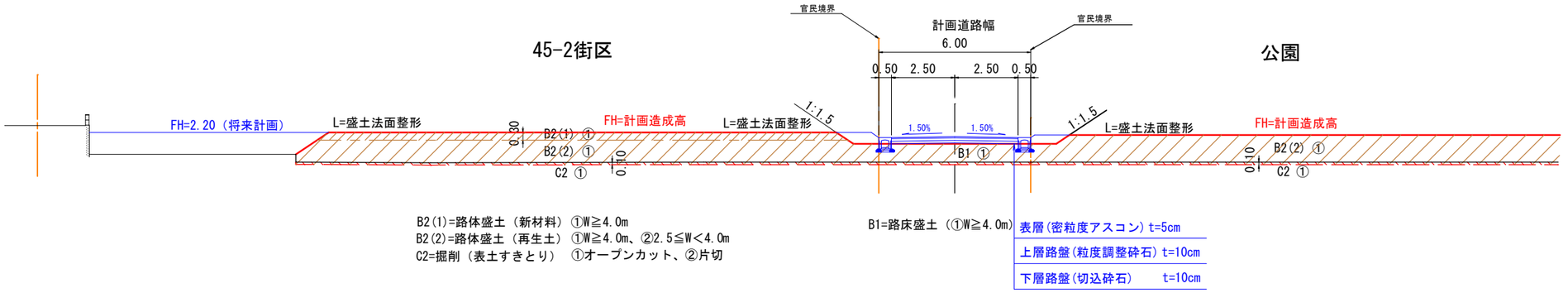
測　点	X	Y
12-11P.1	-183607.549	67976.213
12-1NO.1	-183528.537	68135.814
12-1NO.2	-183537.410	68117.890
12-1NO.3	-183546.284	68099.966
12-1NO.4	-183555.157	68082.042
12-1NO.5	-183563.988	68064.098
12-1NO.6	-183572.641	68046.067
12-1NO.7	-183580.965	68027.882
12-1NO.8	-183588.805	68009.483
12-1NO.9	-183596.004	67990.825
12-1NO.10	-183602.457	67971.896
12-1NO.11	-183608.149	67952.725
12-1NO.12	-183613.088	67933.345
12-1NO.13	-183617.394	67913.815
12-1NO.14	-183621.223	67894.185
12-1NO.15	-183624.736	67874.496
12-1EP	-183519.664	68153.738
12-2EP	-183588.417	68010.411
12-2NO.20	-183601.944	68016.052
12-2NO.19	-183620.403	68023.750
12-2NO.18	-183638.862	68031.448
12-2NO.14	-183712.698	68062.241
12-2NO.15	-183694.239	68054.543
12-2NO.16	-183675.780	68046.844
12-2NO.17	-183657.321	68039.146

IP		12-11P.1	xm	48.385	48.385
K NO	KE1-1	KE1-2	Δr	0.781	0.781
IA		16-44-05	l	96.800	96.800
R		500.000	So	96.760	96.760
TL1		122.042	t1	64.565	64.565
TL2		122.042	tk	32.295	32.295
M		73.657	τ	5-32-46	5-32-46
CL		242.837	σ	1-50-55	1-50-55
L	96.800	96.800	Lc		49.237
A	220.000	220.000	α		5-38-32
x	96.709	96.709	SL		0.607
y	3.121	3.121	TL		24.639

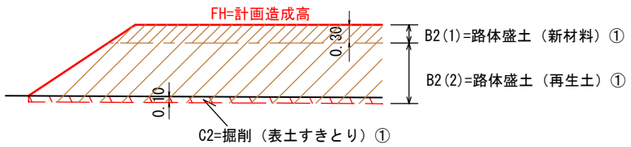
図面番号	2 / 4	縮　尺	1:100
工　種	新開土地区画整理事業		
種　別	標準横断図	番号	1 / 1
路線河川名	45-1街区、45-2街区、46街区、公園		
工事箇所	竹原市下野町・竹原町		
竹　原　市			

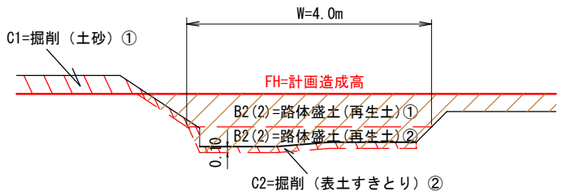
――	今回施工箇所
――	将来計画

6-9NO.3

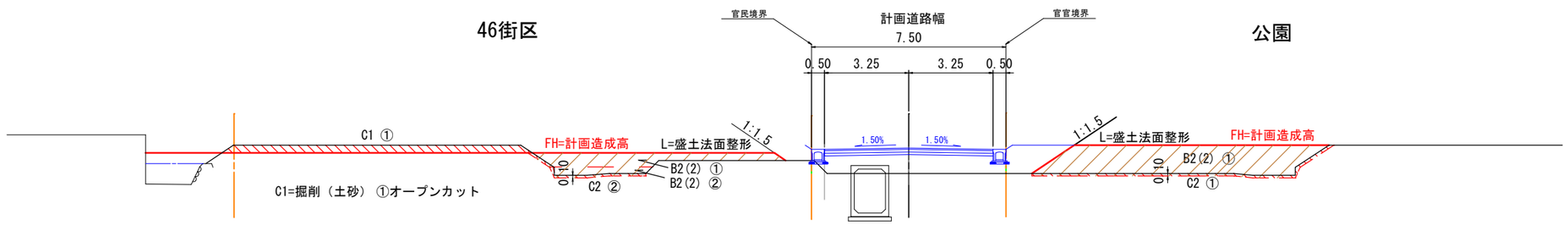


掘削、盛土（施工区分）





6-10NO.5



B2(2)=路体盛土（再生土）①W≧4.0m、②2.5≦W＜4.0m
C2=掘削（表土すきとり）①オープンカット、②片切

図面番号	3 / 4	縮　尺	1:100
工　種	新開土地区画整理事業		
種　別	横断面図	番号	1 / 2
路線河川名	6-9号線、45-1街区、45-2街区		
工事箇所	竹原市下野町・竹原町		
竹　原　市			

45-1街区、45-2街区

———	今回施工箇所
———	将来計画

横断面図(2/2) に数量計上

D = 20.00
6-9NO.3
GH= 1.33
FH= 2.040

C2 L=28.0 (法面擦付部) C1= 0.1 C1= 0.1

同断 L L=7.0
同断 B2,C2 L=7.0
同断 L L=7.0
同断 B1 L=7.0

6.00
0.50 2.50 2.50 0.50

FH=2.20 (将来計画) L= 1.5 FH=2.20 L= 0.8 1.50% 1.50% L= 0.6 FH=2.10

DL=0.00

B2(1)= 6.1
B2(2)= 21.8
C2= 2.9

B1= 4.9

同断 B2,C2 L=1.0
同断 L L=1.0
同断 B1 L=1.0

B1= 0.0

L=1.5 L L=22.0 L=1.5

L=0.6 L L=8.0 L=0.6

同断 B2,C2 L=7.3

B2(2)= 1.9
C2= 0.3

D = 20.00
6-9NO.2
GH= 1.37
FH= 2.079

同断 B2,C2 L=7.0
同断 B1 L=8.0

B2(2)= 19.2
C2= 3.2

B2,C2 L=2.0

6.00
0.50 2.50 2.50 0.50

FH=2.20 (将来計画) FH=1.60 1.50% 1.50% FH=2.20 (将来計画) FH=1.80 FH=2.10 (将来計画)

DL=0.00

B2(2)= 11.6
C2= 2.6

B1= 3.8

D = 20.00
6-9NO.1
GH= 2.40
FH= 2.116

DL=0.00

図面番号	4 / 4	縮　尺	1:100
工　種	新開土地区画整理事業		
種　別	横断面図	番号	2 / 2
路線河川　名	46街区、公園		
工事箇所	竹原市下野町・竹原町		
竹　　原　　市			

46街区，公園

———	今回施工箇所
———	将来計画

